

厚木市市民協働推進条例 運用状況に対する意見書

【対象年度 令和4年度】

令和6年1月
厚木市市民協働推進委員会

令和4年度 厚木市市民協働推進条例 運用状況に対する意見

【市等の責務】

第6条 市は、市民協働を推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民に対し市民協働が円滑に行われるために必要な財政的支援、助言等を行うものとする。

2 市は、市職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、市民協働の推進の円滑化に努めるものとする。

3 市職員は、事務事業の執行に当たっては、常に市民協働の観点から検討を行い、市民協働の推進に、市民及び市民活動団体が参加しやすい仕組みづくりに努めるものとする。

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	<p>1 6条の第3項については、市職員の市民協働に対する考え方が市民と異なる様に思えます。市民が活動しやすいようにバックアップする体制を作って欲しいです。</p> <p>2 コロナ禍の厳しい状況から少しずつ日常に戻りつつも、まだマスク生活の中で工夫をしながら、活動の活性化を実行出来たと思います。</p> <p>3 平成以降より特に社会環境、生活環境が変わってきているが公民館関係は対応に遅れているように感じる。</p>

【市民協働事業】

第7条 市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進するものとする。

2 市民協働の担い手は、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる。

3 前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。

4 市は、実施した市民協働事業に関し、必要に応じ、目的、内容、成果等を公開し、当該事業の公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その評価の結果を公表するものとする。

5 市は、市の業務のうち、市民及び市民活動団体の特性をいかすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものに対し必要な情報を提供するものとする。

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	<p>1 事業数は昨年度と比較して増えていますが、この企画がまだまだ市民に周知されていないように思います。この協働事業が低調と言われる自治会・地域を盛り上げる起爆剤になって欲しい。</p> <p>2 前年には会議の開催もままならなかったが、令和4年度には事業の実施も活発になり、87事業も増えるなど、提案、推進、募集（宣伝）、実施に至るまで順調だと思います。</p> <p>3 行政提案型協働事業が市民活動を喚起活性化する可能性は多分にあると思いますが、近年この分野の提案数が少ないようです。行政内部の「提案風土」を高めるための諸方策をお願いしたい。</p> <p>4 分かりやすい言葉で作成したポスターを公民館などに掲示することも効果的ではないか。</p> <p>5 事業の募集期間外もポスターを掲示しておく目につきやすののではないか。</p>

【人材育成等】

第8条 市は、市民協働を推進するため、研修その他学習の機会を確保し、市民協働の担い手となる人材の育成に努めるとともに、市民に対し市民協働の理解を深めるため、その意義について啓発するよう努めるものとする。

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	<p>1 高齢化社会に進んでおり地域での人材育成は大きな課題となっております。この課題がクリアされないと、市民協働も先行きが心配です。抜本的な対策を検討して欲しい。</p> <p>2 人が集まる事が少しずつ出来る様になり、「夏休みボランティア体験」が実施され、市民に理解が深まったと思います。今後も様々な機会を提供、実施してほしいと思います。</p> <p>3 「夏休みボランティア体験」で以前、受入れ団体になった経験があり、当時より団体数が減少しているようです。コロナ禍が収まり、今後増加の取り組みが必要。</p> <p>4 人材育成に関する対策を現実に合った内容に再検討することが必要。</p> <p>5 市内の高校に働きかけて、市ではなく高校が主体となることができるような仕組みができないか。</p> <p>6 ボランティアを体験した学生等が次の段階に進めるようなシステムの工夫が必要。</p> <p>7 公民館単位で夏休みボランティア体験のような活動が広げられないか。</p> <p>8 行政提案型事業で人材育成をしてくれる団体を募集することはできないか。</p> <p>9 中学校が防災訓練や年末美化清掃などの地域の活動に生徒を送り込む取組は人材育成につながると感じます。</p>

【推進体制の整備】

第9条 市は、市民協働を推進するための拠点施設及び体制の整備に努めるものとする。

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	<ol style="list-style-type: none"> 1 推進体制の拠点は、地区市民センター・公民館となると思いますが事業体との関係が思わしくありません。今一度、見直しを検討して戴きたいと思います。 2 登録団体数は減ったものの（前年度比）延べ利用者数が増えている事、地域集会施設への補助なども増えている事から推進が出来ていると思います。 3 宮の里第4集会所のバリアフリーに市から補助があり、現在地区集会（宮の里井戸端カフェ）が充実。活動拠点となっている。他地区の集会施設の補助も充実を図ってほしい。 4 公民館が日常的な協働拠点として地域配置されているのは厚木市（市民）にとっての大きな強みです。ただ、地域特性等により公民館活動の内実は多様な実態だと思うのですが、その姿が中々見えて来ません。 5 地区市民センターと公民館の見直しを検討する時期と思われる。 6 補助金を活用しながら地域でのコミュニケーションが図れる機会があちこちで増えていくことがこれから大事だと感じています。 7 公民館職員は地域活動の現場にいる職員になりますので、公民館職員としてどういったことが大切なのかという意識を持っていただきたいと思います。 8 公民館職員は地域住民に近い存在であってほしいと思います。 9 職員と地域住民の間に入る有償ボランティアも配置できたらいいと思います。

【市民協働推進基金の設置】

- 第10条 市民協働を推進するため、厚木市市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
 - 4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
 - 5 市民協働を推進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
 - 6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
 - 7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
 - 8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、市民活動団体に対して、助成することができる。
 - 9 市長は、市民活動団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市市民協働推進委員会の意見を聴くものとする。

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	1 市民協働スキルアップ研修を実施され、活用はされている。 2 推進基金に関する理解が足りない。PR 不足。

【市民協働推進委員会】

第11条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	<ol style="list-style-type: none"> 1 コロナ禍で書面会議などもありましたが、安全に順調に開催、運営出来たと思います。 2 推進委員会の定例会議では、行政側が用意した協議題の消化に終わる傾向にあります。テーマを絞っての委員相互のフリートークを確保して、委員会としての合意形成に向かうような工夫が必要だと思われます。

【評価等】

第12条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

点検結果	■ 順調 □ おおむね順調 □ 不十分
委員からの意見	